卓越リサーチ・アシスタント(RA)募集

東京大学 生産技術研究所 次世代育成オフィス

東京大学生産技術研究所では、グローバルサイエンスキャンパス事業の一環として、新型高大接続のための教育改革につながる実践研究として、学習科学に基づくワークショップの企画、運営や評価手法の開発を行っています。これらの企画運営補佐業務ならびに多様な評価手法にかかわる研究業務を行う卓越リサーチ・アシスタントを以下の通り募集します。

記

1. 職種: 卓越リサーチ・アシスタント(RA)

2. 応募締切: 令和2年2月28日(金)

3. 募集人員: 1名

4. 委嘱する学術研究の内容:

<業務>

東京大学生産研 GSC の HP https://gsc.iis.u-tokyo.ac.jp/

東京大学 CoREF の HP http://coref.u-tokyo.ac.jp/

を参照し、特性を活かせる業務が担当できること。

- ・STEAM 分野における思考力や科学的探究能力等を多面的・総合的に評価するための パフォーマンス課題の作成
- ・上記課題実践時のファシリテーション、記録・評価業務
- * 期間、研究業務内容についての問い合わせは ong@iis.u-tokyo.ac.jp あるいは内線 (56024) まで
- 5. 応募書類: 卓越リサーチ・アシスタント研究業務計画書(様式1) 1通 研究業績一覧(様式は問わない) 1通 学生証の写し 1通
- 6. 応募資格:東京大学の卓越リサーチ・アシスタント(RA)制度での公募のため、対象 者は、大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する者のうち、 研究を担当する理事が以下に定めるプログラム等を履修又は参画する者と する。
 - ・「卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生
 - ・「東京大学国際卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生
 - ・「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」に参画する大学院学生

対象除外者については、「13. 留意事項」を確認のこと

- 7. 研究業務月額単価: 2万円~ 3万円程度(研究業務の内容に応じて決定する)
- 8. 委嘱期間 (予定): 令和 2年4月1日~令和3年3月31日 (予定)
- 9. 委嘱内容の評価:応募者については面接により主に担当する業務を決定する。

また、委嘱期間中は毎月、卓越リサーチ・アシスタント研究業務経過報告書(様式2)の提出を求めるとともに、委嘱期間終了後、卓越リサーチ・アシスタント研究業務終了報告書(様式3)の提出を求め、その内容について面談評価する。

10. 応募書類の送付先:

〒153-8505 東京都目黒区駒場 4-6-1 東京大学 生産技術研究所 次世代育成オフィス 宛

封筒に「東京大学生産技術研究所 卓越リサーチ・アシスタント応募書類在中」と朱書きし、提出。同等の内容を ong@i is. u-tokyo. ac. jp にメールで提出しても良い。その場合、件名を「卓越リサーチ・アシスタント応募」とし、本文中に面接可能日を数件記載すること。

- 1 1. 問い合わせ先: 東京大学 生産技術研究所 次世代育成オフィス 電話 (03-5452-6024)
- 12. 備考:提出書類は選考審査にのみ使用し、返却はしない。
- 13. 対象者に関する留意事項
 - (1) 日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても対象とする。ただし、日本学術振興会特別研究員は特別研究員制度の支給制限(8.8万円/月)を超えて従事することはできない。なお、各制度の支給制限を超えて委嘱することはできない。
 - (2) 休学中の学生は委嘱できない。
 - (3) 学生が遂行する研究業務については、当該学生の授業等に支障がないよう教育的配慮に努める。
 - (4) 研究業務単価の支給は、税法上、給与所得として課税されるので、毎月所得税を源泉徴収の上、支給することとなる。その際、1月から12月までの年収が103万円を超えると所得税が課税されるため、年末調整や確定申告を行う必要がある。なお、当該年収に応じては、次年度に住民税が課税される場合もある。
 - (5) 学生が所得税法上の扶養に入っている場合は、当該学生の1月から12月までの 年収が103万円を超える場合は扶養控除を受けられないこととなる。
 - (6) 親の健康保険の被扶養者となっている学生は、学生の収入によっては親の被扶養者から外れる可能性があるため、注意願いたい。(例:共済組合、政府管掌保険は年額130万円(月額108,333円)を超える収入がある場合は親の被扶養者から外れる。) また、外れた場合は学生自身で国民健康保険に加入することが必要となる。
 - (7) 授業料免除は、世帯の状況により家計基準の計算が異なるが、当該学生の収入額によっては、免除されない場合もある。また、日本学生支援機構奨学金の採用においても、収入基準額を超える場合には採用にならない。

以上